

(11) グリーンハイツ千種管理組合個人情報保護規程

(平成21年8月5日理事会決議)

(平成29年8月25日改正理事会決議)

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定めるとともに、グリーンハイツ千種管理組合(以下、「管理組合」という)が保有する個人情報の開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、グリーンハイツ千種管理組合組合員及び居住者(以下、「組合員及び居住者」という)の基本的権利の保護及び管理組合の適正かつ円滑な運営の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

(2) 保有個人情報 管理組合が管理業務上作成し、または取得した個人情報であつて、管理組合が利用するものとして保有するものをいう。

(3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(管理組合の責務)

第3条 管理組合は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について組合員及び居住者の意識の啓発に努めなければならない。

2 管理組合における個人情報の管理者は、理事長とする。

3 管理組合における個人情報の取扱者は、理事会及び各種役員とする。

(組合員及び居住者の責務)

第4条 組合員及び居住者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この規程により保護された権利を正当に行使するとともに、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(保有の制限)

第5条 管理組合は、個人情報を保有するに当たっては、個人情報を取り扱う目的を明確にするとともに、当該目的を達成するために必要な範囲内において行わなければならない。

2 管理組合は、組合員から提出される「組合員及び居住者名簿」等により、個人情

報を取得する。

3 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得しなければならない。

4 管理組合が組合員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで組合員が同意する事項とする。

（要注意情報の取得の禁止）

第6条 管理組合は、思想、信条及び宗教に係わる個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を取得してはならない。

（個人情報の適正管理）

第7条 管理組合は、個人情報を取り扱う目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

2 管理組合は、個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理組合は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 管理組合は、個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は管理組合以外のもとへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

（1）本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。

（2）個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（3）法令に基づく場合

2 管理組合は、前条ただし書きの規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 管理組合は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存しなければならない。

4 管理組合は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存しなければならない。

5 管理組合が保有する個人情報は、次の各号に掲げる業務で利用する。

（1） 総会の招集通知、議決権の確認等、組合員の権利行使に関わること

（2） 災害時における安否確認・避難所等における要支援に関わること

（3） その他、管理組合が管理業務遂行上必要と認められ、かつ本人の権利利益を不当に侵害しない事項

（提供先への措置の要求）

第9条 管理組合は、管理組合以外のものへ個人情報を提供するときは、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の

保護のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 前項の場合において、管理組合は、当該個人情報^{が適正に取り扱われていないと認めるときは、当該個人情報の返却又は取扱いの是正を求めるものとする。}

(電子計算機処理の制限)

第10条 管理組合は、個人情報の電子計算機処理をするときは、次に掲げる対策その他の個人情報の保護対策を、講じなければならない。

(1) 人的情報保護対策

(2) 物理的情報保護対策

(3) 技術的情報保護対策

2 前項の規定は、個人情報の電子計算機処理に係る記録項目その他個人情報の保護に関する事項について重要な変更をしようとする場合において準用する。

(理事会及び各種役員^{の義務})

第11条 個人情報の管理者・取扱者となる理事会及び各種役員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(管理委託に伴う措置)

第12条 管理組合は、管理業務を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理組合から管理業務委託を受けたもの(以下この条において「受託業者」という。)は、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託業者及び受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 管理組合は、受託業者に対し、当該個人情報の適正な取扱いを確保するため、当該取扱いについて報告を求め、調査をすることができる。

5 管理組合は、当該個人情報^{が委託先において、適正に取り扱われていないと認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を求めるものとする。}

6 前4項について、管理業務を再委託する場合に準用する。

(開示請求権)

第13条 何人も、管理組合に対し、当該管理組合が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、前項に規定する開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の方法)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を管理組合に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

2 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明しなければならない。

3 管理組合は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、管理組合は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示の義務）

第15条 管理組合は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1）開示請求者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人及び当該法定代理人をいう。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（2）未成年者又は成年被後見人の法定代理人により開示請求がなされた情報であって、当該法定代理人に開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの

（理由付記等）

第16条 管理組合は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、書面により、その理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

（開示の実施）

第17条 管理組合は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、管理組合は、当該保有個人情報が記録されている文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（1）保有個人情報が文書又は図画（写真及びフィルムを含む。以下同じ。）に記録されているとき 当該保有個人情報が記録された文書の閲覧、視聴又は写しの交付のうち、その種別に応じて定める方法

（2）保有個人情報が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているとき 閲覧、視聴又は写しの交付に準ずる方法として、その種別、情報化の進展状況等を勘案し定める方法

（訂正請求権）

第18条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）の内容に事実の誤りがあると認めるときは、管理組合に対し、その訂正を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第17条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報

(訂正請求の方法)

第19条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を管理組合に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示決定があった日又は開示日

(4) 訂正を求める内容

2 訂正請求をしようとする者は、管理組合に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料等を提出しなければならない。

3 管理組合は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正義務)

第20条 管理組合は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第21条 管理組合は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をするときは、その旨の決定(以下「訂正決定」という。)をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 管理組合は、訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 管理組合は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、当該各項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第22条 管理組合は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(消去・利用停止請求権)

第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(開示決定等を受けたもの)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、管理組合に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止(以下「消去・利用停止」という。)に関して特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の消去又は利用の停止

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の
停止

(消去・利用停止請求の方法)

第24条 消去・利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「消去・利用停止請求書」という。)を管理組合に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 消去・利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な 事項

(3) 消去・利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定等があった日 又は開示日

(4) 消去・利用停止の趣旨及び理由

(消去・利用停止義務)

第25条 管理組合は、消去・利用停止請求があった場合において、当該消去・利用停止請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の消去・利用停止をしなければならない。ただし、第23条第1項第1号の規定により消去の請求があった場合において、当該保有個人情報を消去することにより事務の適正な遂行上著しい支障が生ずるときその他相当な理由があるときは、利用の停止をすることができるものとする。

(消去・利用停止請求に対する決定等)

第26条 管理組合は、消去・利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の消去・利用停止をするときは、その旨の決定(以下「消去・利用停止決定」という。)をし、消去・利用停止請求をした者(以下「消去・利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 管理組合は、消去・利用停止請求に係る保有個人情報の全部の消去・利用停止をしないときは、その旨の決定をし、消去・利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 管理組合は、前2項の規定により消去・利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の消去・利用停止をしないときは、消去・利用停止請求者に対し、当該各項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(苦情の処理)

第27条 管理組合は、当該管理組合が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年8月5日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年8月25日(以下「施行日」という。)から施行する。

様式第1号（第14条関係）

別紙「保有個人情報開示請求書」

様式第2号（第19条関係）

別紙「保有個人情報訂正等請求書」

様式第3号（第24条関係）

別紙「保有個人情報利用停止等請求書」

様式第4号（第17条関係）

別紙「個人情報開示決定通知書」

様式第5号（第21条関係）

別紙「個人情報訂正決定通知書」

様式第6号（第26条関係）

別紙「個人情報消去・利用停止決定通知書」

様式第7号（法第25条・規程第8条関係）

別紙「掲載個人情報の第三者提供記録簿」

様式第8号（法第26条・規程第8条関係）

別紙「名簿掲載個人情報の受領記録簿」